

新庄開府400年記念市民提案事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新庄開府400年を記念し、新庄開府400年記念実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、市民等で構成する団体が企画及び実施する提案事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市内に住所を有する者又は市内に通勤し、若しくは通学している者が主な構成員となっている団体
- (2) 市内に事務所又は主たる活動区域を有する団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、新庄市内に拠点を置いて次のいずれかの活動（既存活動の場合は記念事業として特別な取組や拡充が必要）を実施するものとする。ただし、特定の個人又は法人その他の団体の利益を図ることを目的とする事業、政治・宗教を目的とする活動を除く。

- (1) 記念事業のPRに資する活動
- (2) 地域の歴史文化を学ぶ機会の創出に資する活動
- (3) 本市の未来の創造に寄与する活動
- (4) その他実行委員会が認める活動

(補助対象事業期間)

第4条 支援の対象となる事業期間は、第8条第2項の規定による補助金交付決定の日から令和8年3月2日までの間の任意の期間とする。

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、補助事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 事業の実施に直接関係のない団体の経常的な運営に関する経費
- (2) 前号に掲げるもののほか、実行委員会が適切でないと認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助事業の実施に要する経費から寄附金その他の収入額を控除した額について、20万円まではその経費の全額に相当する額、20万円を超える部分の経費はその2分の1に相当する額とし、50万円を限度とする。

2 補助金の額について、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるとする。

(申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、実行委員会が別に定める日までに補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて実行委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 団体概要(様式第4号)
- (4) その他実行委員会が必要と認める書類

(審査及び決定)

第8条 実行委員会は、前条に規定する申請に係る書類の提出があった場合は、当該書類等の審査を行うものとする。

2 実行委員会は、審査の結果を受けて、補助金の交付の可否を決定したときは、補助金交付決定(却下)通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(概算払)

第9条 実行委員会は、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。

(補助事業の変更及び中止)

第10条 補助事業を行うもの(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の内容若しくは経費の配分を変更しようとするとき(軽微な変更(補助対象経費の合計額の2割以内の増減)を除く。)又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、事業変更等申請書(様式第6号)によりあらかじめ実行委員会の承認を受けなければならない。

2 実行委員会は、前項に規定する事業変更等申請書が提出されたときは、その内容を審査し、補助金の変更の可否を決定したときは、事業変更等承認(却下)通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、事業完了の日から1月を経過した日又は令和8年3月2日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第8号)に、次に掲げる書類を添えて実行委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第2号)
- (2) 収支決算書(様式第3号)
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 1 2 条 実行委員会は、実績報告書を審査し、交付すべき補助金等の額を確定したときは、補助事業者に交付額確定通知書（様式第 9 号）により通知するものとする。

（補助金の取消し）

第 1 3 条 実行委員会は、補助対象者がこの要綱に違反した場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

（補助金の返還）

第 1 4 条 実行委員会は、補助金を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が支出されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 実行委員会は、支援対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が支出されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（帳簿の整備）

第 1 5 条 補助対象者は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出の内容を証する書類を整理保管しておかなければならない。

（その他）

第 1 6 条 この要項に定めるもののほか、必要な要項は、実行委員会が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和 7 年 2 月 1 8 日から施行する。